

## 用語の解説

あ行	
アセスメント	大規模開発がもたらす環境への影響を、事前に予測・評価すること。1997 年に制定された環境影響評価法で、工事規模などに応じて、事業者に実施が義務づけられている調査。環境影響評価。
アダプト制度	ボランティアとなる住民や地元企業が「里親」となり、「養子」にみたて公共施設の清掃や緑化を定期的に行う。
いけがき設置等助成制度	みどり豊かな住みよい環境づくりと防災を目的として、住宅用敷地に新たに「いけがき」を設置しようとする場合、および「いけがき」を設置するためにブロック塀等を撤去する場合に助成金を交付する制度(平成 6 年 4 月制定)。
N P O (エヌピーオー)	Non-Profit Organization の略称で、日本語では「民間非営利団体」「市民活動団体」等をいう。「営利を目的としない」「民間」かつ「公益的」立場から、これまで行政や企業では提供できなかった新しい社会サービスを提供する事業体で、福祉・環境・国際協力・まちづくり等、様々な分野で社会的使命を持った活動を展開している。
オープンスペース	都市や敷地内で、建物の建っていない空地。
か行	
神奈川県生物多様性地域戦略 (仮称) (旧:神奈川みどり計画)	生物多様性基本法第 13 条第 1 項に基づき、本県の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（地域戦略）として策定します。 また、地域戦略は、市町による都市緑地法に基づく「緑の基本計画」策定の指針としての役割を有する計画として位置付けます。
枯れ松防除補助制度	マツノザイセンチュウ（1ミリメートル程度の線虫）、いわゆる「松くい虫」を起因とした「枯れ松」の被害防止を図るため、伐倒駆除にかかった費用の一部および、松くい虫による枯死を予防するための薬剤の樹幹注入に対する補助を実施する制度。（平成 11 年 4 月）

協働	町民・企業・行政が協力しあって、市民サービスを生産し、供給していく活動体系。
国営公園	都市公園法に基づく都市公園の種別のひとつで、国が設置する都市公園。主として一の都府県の区域を超える広域的な利用に供することを目的としたものと、国家的な記念事業等として設置するものがある。
<b>さ行</b>	
里地里山	人の営みと自然環境の調和した一つの空間形式。狭い意味では、薪・炭等の燃料や農業に使う木、落ち葉を得る等、人の生活に関わってきた雑木林や畠、その周辺の田園環境一体をいう。しかし、時代の流れと共に、人々が抱く里地里山のイメージは多様化している。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
施設緑地	公園のほか、緑地的機能を有する、公的に担保することができる公共施設や比較的担保性の高い民有地のオープンスペースの総称。
自然的土地利用	地球温暖化の防止や生物多様性の確保等に配慮しつつ、農地・森林等の適正な保全を図る。
芝崎ナチュラルリザーブ	天然記念物にも指定されている芝崎海岸は、その生物層や環境の多様化から手厚く保護されているエリア。
首都圏近郊緑地保全区域	無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として首都圏近郊緑地保全法により指定される。
首都圏近郊緑地特別保全地区	近郊緑地保全区域内で特に良好な自然環境を有する地区について、都道府県知事が都市計画に定める地区。地区内においては、原則として樹林に影響を与える行為は禁止となることから永続的に保全することが可能となる。葉山町では三ヶ岡山が指定されている。
植林(人工林)	人が植栽によって仕立てた林。スギ、ヒノキ等の針葉樹林や、オオシマザクラ、マテバシイ等の広葉樹林などが

	ある。天然林(植栽等の人為的影響に因らず自然の営力によって成立した林。自然林、二次林の双方が含まれる)の対語。
<b>た行</b>	
地域制緑地	良好な自然的環境の保全や緑化の推進など、土地利用を規制することで緑地の保全と創出を図ることを目的とした制度によって指定された土地の区域の総称。
地区計画	比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態・公共施設の配置などからみて、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために、都市計画法に基づき定められる計画。
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、特定の地域を指定し、捕獲を禁止するとともに、生息環境を守ることにより、野生動物の種を保護する区域。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市の人口・産業の動向をふまえ、将来像を示し、個々の都市計画を位置付ける役割を持つもので、都道府県知事が都市計画区域毎に定める方針。
都市公園	都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が土地を取得して設置する公園。近隣公園、総合公園などの種別がある。
都市的土地利用	計画的に良好な市街地の形成を図る。
都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした諸制度が定められている。緑の基本計画についても同法を根拠法とする。
トレイルランニング	山や森林にある登山道や林道などを走るスポーツ。
<b>な行</b>	
二次林	自然林を伐採した後に切株からヒコバエ(萌芽枝)や埋土種子等によって成立した林。かつて薪や炭を採るために維持されてきた雑木林は二次林に相当する。自然林の対語。
<b>は行</b>	

葉山町環境基本計画	町の自然・社会環境の特性、まちづくりの方向性を十分考慮しながら、様々な環境問題に対する取組みを効果的かつ効率的に進めるための計画。
葉山町まちづくり条例	全ての人が、町の環境保全と創造に貢献できる、潤いと活力を実感できる「まち」をつくるため、「協働によるまちづくり」「開発事業の手続き」「紛争の調停」を柱として、まちづくりの基本的な仕組みやルールを定めたもの。(平成14年7月)
葉山町緑地保全契約	市街化区域内に存する500m <sup>2</sup> 以上の一団の緑地に対し、10年間の保全契約を所有者と町とが締結する制度。保全緑地所有者に対して緑地保全奨励金が交付される。
ビオトープ	単に植物があるだけでなく、特定の生物が生息することができる環境をもつ空間。
風致地区	自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地など、都市計画法に基づき、都市の風致を維持するために定められる地区。風致地区内において建築物の新築や宅地の造成等の行為を行う場合は、葉山町風致地区条例により、町長の許可が必要となる。自然環境や土地利用の状況から第1種から第4種に区分され、葉山町においては第1種と第4種が指定されている。この内、第1種風致地区は特に優れた景勝地、史跡、公園等の縁を主体とし、その保全を図る必要がある地区に指定され、三ヶ岡山及び海岸部に指定されている。
ふるさと葉山みどり基金	町内に残された緑地を町民共有の財産として保存するため、良好な緑地の買い入れ・緑地などの維持管理に充てる基金として昭和63年に設置された。
保安林	水源の涵養・土砂の流出・その他の災害の防備・レクリエーションの場の提供など森林の持つ特定の機能を高度に發揮させるために森林法に基づいて指定された森林。
<b>ま行</b>	
ミニアセスメント	簡易な環境アセスメント。開発を行う際、その事業の影響について調査の実施が義務付けられているが、規模が小さいものについては、調査の対象となっていない。規模は大きくないものの、周辺住民へ影響の与える場合に

	は、生活環境影響を事前に予測・評価すること。生活環境影響調査。
<b>ら行</b>	
落葉広葉樹	構成する樹木がコナラやケヤキなどの広葉樹の樹林。常緑広葉樹(スダジイ等、年間を通じ葉群を維持。)の対語。
緑地	樹林地、草地、水田・畠地などの自然的環境を有するまとまった土地や、公園やグラウンドなどレクリエーションや休養等に利用される土地の総称。
緑被率	一定の区域において、樹木、芝、草花など植物によって覆われた部分の土地（樹木の場合、樹冠を水平面に投影した土地）が占める割合。本計画では、樹林地、草地、水田・畠、緑の多い住宅地等を緑被として算出。